平成２３年（フ）第１８９号
山梨県北杜市須玉町若神子15番地御所前団地４号
債務者　佐藤　文男
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８０９号
愛知県弥富市前ケ須町西勘助252番地１　スペリア弥富401
債務者　村松　英雄
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７０号
名古屋市中村区高道町１丁目３番９号
債務者　石原かおる
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７８号
愛知県あま市甚目寺須原98番地　サザンウインドウパートⅢ405号
債務者　大島友子こと　趙　　友子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２号
三重県三重郡菰野町大字田光4828番地10
債務者　藤井　勝典
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
三重県いなべ市北勢町其原598番地　コーポ北勢105号
債務者　伊藤　富明
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
三重県四日市市釆女町1573番地１
債務者　西村　一子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
三重県桑名市大字矢田900番地１　エルパティオ107号
債務者　大坪　健二
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
三重県四日市市松寺２丁目３番13号
債務者　今野　健司
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
三重県三重郡菰野町大字菰野1952番地　大生ハイツ１Ｅ号室
債務者　位田　謙一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
三重県四日市市笹川５丁目65番地９
債務者　藤田小夜子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
三重県四日市市日永西３丁目14番12号　エクセルハイムユウＡ107
債務者　福島　香澄
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目６番11―307号、前住所兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目44番地１ラシャンス広畑301号
債務者　荒川　利香（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３７号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目86番地の５ジョイフル出屋敷501号
債務者　中川　恭輔
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目15番５号南武庫之荘ハイツ105号、前住所兵庫県尼崎市浜田町４丁目27番地201号
債務者　東　　綾（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５２号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番30号エメラルド尾浜南306号
債務者　枝松　雪江
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６９号
兵庫県西宮市甲子園浦風町２番３号
債務者　宮野　浩行
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係